

道路法第24条に基づく施工に係る完了届について

本来、施工時には現地立会による確認が必要となりますが、負担軽減のため完了届の提出により施工状況を確認することとしています。

施工完了後は必要書類を添付の上、速やかに完了届をご提出願います。

○完了届（様式3号）

○添付写真（黒板、説明書き等でどの時点の写真かを明示してください）

- ・着工前（全景）
- ・交通規制状況（ガードマンの配置、誘導状況）
- ・舗装撤去及び掘削状況
- ・構造物（縁石等）設置（交換）状況
- ・転圧状況
- ・路盤厚さ
- ・舗装厚さ（舗装部施工前の縁石裏突出部分の寸法 等）
- ・着工後（全景）

【注意事項】

- 上記添付写真は一例であり、施工の内容に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- 添付する写真は、スケールの数字や黒板の文字がはっきりと見えるものにしてください（必要に応じ、アップ写真を撮影してください）。不明瞭な写真では完了届を受け付けできない場合があります。
- 転圧状況の写真がない場合、再度工事を指示し、完了届の再提出を求める場合があります。

白老町建設課
土木施設グループ